

主 文

被告人を懲役 4 年に処する。

未決勾留日数中 2 1 0 日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は

第 1 被害者が、埼玉県所沢市内（住所省略）の居室（以下「本件居室」という。）において行われていた有償の性的サービスを利用する客を装って本件居室を訪れ、令和 6 年 1 2 月 2 6 日午後 9 時 3 6 分頃、その 7 畳洋間に通されると、すぐに被告人に対し「お金をください」などと言って金を要求し、ないと答えた被告人の顔面をにわかには 2 回拳で殴打し、玄関方向に移動を始めたところ、同日午後 9 時 3 6 分頃から同日午後 9 時 3 8 分頃までの間に、時間を置かずに、被害者を追って玄関付近で同人に近づいたが、前記暴行に続いて同人から左顔面を再度殴打されたため、台所の棚から果物ナイフ様のものを手に取り、自己の身体に対する危険を排除するため、その防衛のために必要な程度を超え、同人に対し、その右大腿部をその果物ナイフ様のもので突き刺すなどの暴行を加え、同人に右大腿動静脈損傷等の傷害を負わせ、よって、同日午後 1 1 時 3 5 分頃、同市内（住所省略）の病院において、同人を前記傷害に基づく出血性ショックにより死亡させ

第 2 令和 7 年 3 月 1 6 日午前 1 1 時 1 1 分頃、埼玉県蕨市内（住所省略）の留置施設内において、大声を上げるなどした被告人を留置保護室に連行する職務に従事していた同本部総務部留置管理課勤務の巡查（氏名省略）に対し、その頭髪を手でつかむなどの暴行を加え、同人の職務の執行を妨害し

第 3 中華人民共和国の国籍を有する外国人であり、平成 3 0 年 1 0 月 2

日、同国政府発行の旅券を所持し、広島県三原市所在の広島空港から在留資格「技能実習1号ロ」及び在留期間「1年」の許可を受けて本邦に入っ
て在留していた者であるが、その後、在留資格の変更を得た後、令和2年
6月3日、法務大臣の委任を受けた広島出入国在留管理局長から在留資格
の取消しを受け、同年8月14日に東京出入国在留管理局による仮放免許
可を受けたが、同許可が取り消された令和3年4月19日以降、令和6年
12月28日まで本邦内に留まり、もって在留資格の取消し後、本邦に残
留した。

(判示第1に係る傷害致死罪の争点に対する判断)

第1 争点

本件居室内において、被告人が果物ナイフ様のもの（以下「本件刃物」
という。）で被害者の右大腿部を突き刺すなどの暴行を加え、同人に右大
腿動静脈損傷等の傷害を負わせ、判示第1の日時、場所において被害者を
死亡させたことは争いがなく、関係証拠からも明らかである。本件では、
①被告人が本件刃物で被害者の右大腿部を突き刺すなどした際に、急迫不
正の侵害（刑法36条1項）又は被告人の生命、身体に対する現在の危険
（盗犯等の防止及び処分に関する法律（以下「盗犯等防止法」という。）1
条1項）があったか、より具体的には、上記突刺し行為の際に被害者によ
る侵害が終了していたかが問題となり、その関係で本件居室玄関付近でも
被害者が被告人に暴行を加えたかが争われている。そして、②①が認めら
れる場合、被告人による突刺し行為が防衛行為としての相当性を逸脱して
いないかが問題となる。

当裁判所は、被告人が被害者の右大腿部を本件刃物で突き刺す直前にも、
被害者が被告人を殴打した可能性が否定できず、したがって、被告人の身
体等に対する急迫不正の侵害があったと認めたが、被告人が本件刃物で被
害者を突き刺すなどした行為は防衛行為として相当性を欠き過剰防衛が成

立すると認めた。以下、その理由を説明する。

第2 当裁判所の判断（なお、日付は、特に記載のない限り令和6年のものである。）

1 前提となる事実

関係証拠によれば、以下の事実（証拠上明白な事実及び証拠上明白な事実から推認される事実を含む。）が認められる。

(1) 12月26日午後8時22分、マッチングアプリ（名称省略）で被害者が使用するアカウント「へり」から「みさき」というアカウントに対し「会いたい」とのメッセージが送信され、「みさき」は同日午後8時34分に「埼玉県所沢市（住所省略）」、同日午後9時30分に「部屋番号は307です。チャイムを押してください」とのメッセージを返した。他方、同日午後9時29分、WeChatのグループアカウント名「所沢307グループ（ぼたん、eyeisj、被告人の3アカウント）」でeyeisjが被告人に対し「へり ゴム10生13 所沢307」と送信した。

(2) 本件居室への入退室等の状況等

ア 同日午後9時27分、被害者は、判示の建物（以下「本件建物」という。）の敷地に隣接する駐車場に自動車を駐車し、同日午後9時32分28秒、本件居室に入室した。

イ 同日午後9時35分3秒、WeChatの所沢307グループで、eyeisjが被告人に対し「来たかい」と送信し、同日午後9時36分21秒頃、被告人の携帯電話機の翻訳アプリで日本語の「真似プリーズ」が中国語に訳され、同日午後9時36分45秒頃、その頃再起動された同アプリで日本語の「お金をください」が中国語に訳された。

ウ 同日午後9時38分44秒、被害者は本件居室を退室すると、血液を流しながら本件建物のエントランス付近に至り、倒れた。その後、通行人が同所で倒れている被害者を発見した。倒れていた被害者は片方のサンダ

ルを履いていたが、もう片方のサンダルは、脱げ落ちていた。その右足用サンダルの内側や足底には多量の血液が付着していたが、左足用のそれに付着している血液はわずかであった。

エ 同日午後9時46分、被告人は本件居室を退室し、本件建物のエントランス付近を通過して所沢駅方面に歩いた後、同日午後9時48分、本件居室に戻った。同日午後9時50分、被告人は、再度本件居室を退室し、前記エントランスを抜けて所沢駅方面に向かった。

(3) 被告人は、同日午後10時6分、所沢駅の券売機で切符を購入し、同日午後10時11分にAが被告人に対し「22：13→22：43 所沢 小平 東大和市」のスクリーンショットを送信し、同日午後10時46分、被告人が東大和市駅の改札を通ると、その頃、同駅付近でAに会った。

(4) 被告人は、同月29日、左下顎部挫傷の傷害を負っており、その受傷部位のうち大きく分けて3か所に出血や変色などがあったが、これは2回以上殴打されたことにより生じたともみても矛盾がない。

(5) 本件居室の状況等

ア 本件居室は、玄関ドアに面して三和土（縦約71cm、横約88cm。以下「玄関三和土」という。）があり、その南側に廊下（縦横約88cm）があって、その西側に台所（以下「台所」という。）、東側にユニットバス（入り口は7畳洋間側）がある。その廊下の奥に開き戸を隔てて7畳洋間（以下「7畳洋間」という。）があり、その南西側壁際にベッドが置かれ、北東側の壁に沿ってテレビ台等が置かれており、テレビ台の南側ベランダ寄りにキャリーバッグが置かれていた。

イ 7畳洋間東側のテレビ台とキャリーバッグの間の床には被告人のDNA型と同型又は矛盾しない型の血痕様物（以下「被告人の血痕様物」という。）が複数あり、その東側壁には、被告人の血痕様物が右斜め上に向か

って3つ（以下「リビング壁の血痕」という。）あった。なお、7畳洋間に荒らされた様子は認められない。

ウ 台所のコンロ台右側、シンクの左側の扉及びコンロ下の収納の下面には被告人の血痕様物が各1つ（以下、合わせて「台所の血痕」という。）あり、コンロの右側に被害者のDNA型と同型又は矛盾しない型の血痕様物（以下「被害者の血痕様物」という。）があった。台所シンク内に果物ナイフ（刃体の長さ約11.4cm、切先から5cm地点の刃幅は約2.7cm）が遺留されており、そのシンク内にはルミノール反応があった。

エ 玄関三和土の玄関ドア付近を中心に多量の被害者の血痕様物があり、玄関ドアや玄関に面した壁には多数の被害者の血痕様物があった。また、玄関前廊下上には被告人の右足素足痕と矛盾しない血の跡があった。

(5) 被害者の負傷などの状況

ア 被害者の致命傷となる大腿動静脈損傷を生じさせた右大腿部前面上端の刺創（以下「致命傷」という。）は左右径3cm、深さ約5ないし6cmであり、足底から約82cmの高さに位置していた。その刺創は、刃幅3cm前後以下、刃長が5ないし6cm以上の峰の薄い片刃の刃物を使用して、刃先をわずかに左上方に向けて刺入して生じたと推定される。被害者の左大腿部前面上端の刺創は0.2cm長のもので、創洞は皮下に留まり出血はわずかであり、足底から約81cmの高さに位置していた。被害者の左大腿背面及び右大腿背内側の足底から約60cmの高さに皮膚変色があった。被害者の左示指背近位部、左環指中節部及び右前腕尺側下端に軽傷があったが、防御創をうかがわせるような傷はなかった。

イ 被害者の致命傷は、前記果物ナイフ（本件刃物）による刺創とみても矛盾はない。

ウ 被害者が着用していたズボンの前面右裾から90.3cmの位置に細長い損傷（1.8cmのものに加え、0.3cm上方に切れ込みがあるも

の)が、前面左裾から81.5cmには小さい(0.2cm程度)の損傷があった。

(6) なお、11月15日、被告人は、本件居室において現金30万円を強取される強盗の被害にあった。

2 被害者による急迫不正の侵害や身体等に対する危険の有無について

(1) 被告人の供述内容及びその信用性について

ア 被告人は、性的サービスの斡旋者から来客がある旨を知らされて本件居室で待っていたところ、被害者が来たので7畳洋間に案内すると、「お金」等と言われ、翻訳するために携帯電話機の翻訳アプリを使用すると「お金をください」という趣旨の文言が表示されたので日本語で「ない」と言うと左下顎部付近を2回殴られた、被害者が玄関の方へ向かったため、被害者が金を探すのではないか、本件刃物で攻撃されるのではないか、被害者が退室するなら鍵を閉めようなどと考えて、自らも玄関のほうへ向かった、台所の前付近で被害者が振り返り左下顎部付近を殴られ、殴り殺されると思い、振り返ってシンクの上の吊り棚に置いてあった本件刃物を手に取ると、玄関を向いていた被害者が体の向きを変えたので、被害者の右足を刺した、被害者の左足を刺したかは記憶が定かではない、被害者の右足を刺した時、被告人も被害者も玄関三和土の上にあった、被害者の右足を刺した後、被害者の後ろから玄関ドアを開けると、被害者が退室したため、同ドアを閉めた、本件後、Aに対しては、強盗がきて1回刺したと言ったなどと供述する。

イ 被告人の供述のうち、7畳洋間で2回殴られるまでの状況についての供述部分は、翻訳アプリの記録(前記1(2)イ)、被告人の負傷状況(前記1(4))のほか、リビングの壁の血痕(前記1(5)イ)に符合しており、携帯電話機のやり取りなども含めて具体的な供述をしていることから、信用することができる。

ウ しかしながら、被害者が玄関に向けて歩き始めてから以降の供述内容は直ちに信用することができず、その供述に沿った事実を認定するまでの証拠価値は認められない。すなわち、玄関先で殴り殺されると思った、被害者の命の危険がないよう首や背中を狙わずに足を狙ったといった被害者を刺す際の心情についてはかなり具体的に供述する一方、刺突の態様や、台所付近での被告人や被害者の体勢といった本件の核心部分について、殴打され意識が朦朧としていたなどとあいまいな内容に終始する。そして、この供述状況は、被告人が薄暗い中で台所にあった本件刃物を取り出していることや被害者の退室後、本件居室に10分程度しか在室していない間に服を着替え、足を拭き、本件刃物の血を洗い、多額の現金等の荷物をまとめて退室する行動を直ちに取っていることとも整合しない。また、本件発生直後に連絡を取ったAと東大和市駅付近で会った（前記1(3)）際に、何があったかを問われ、被告人は、1回目は浅く、2回目は深く刺した旨を伝えており、被告人の公判供述は事件直後に自らがAに行った説明と合わないし、記憶もないのに被告人がその説明をするとは考え難い（被告人は12月29日には逮捕され、その後事件のことを繰り返し記憶喚起しているはずである。）。なお、このAの供述は、被告人の受傷状況（前記1(6)ア、ウ）に整合する具体的な供述内容や被告人との関係性も率直に認めるなどの供述態度などから信用することができる。被告人の供述によっても、被害者は新たな金銭請求や物色などをしていないのに、被告人は、被害者がなぜ台所方向に向かったかや自身が被害者を追った理由について、たいした金などない台所で金を探すと思ったとか、薄暗い部屋では分かりにくい場所にあった本件刃物を取られると思ったなどと場当たりの説明をしていて一貫もしていないし、鍵を閉めるために玄関に向かったというのやや不自然である。暴行により強い恐怖を感じ混乱していた可能性や台所にフライパン等の器具があったことを踏まえても、7畳洋間と廊下を隔て

るドアを閉めるなどせず被害者に近寄って行った際の心境等を説明しているとは評価し難い。本件刃物を取った際には再度被害者は玄関方向に向いていたというのに、本件包丁を突き出したのには被告人の興奮などが手伝ったとうかがえるが、そうした心情等も明らかにしていない。

エ したがって、被告人の供述のうち、特に被害者が玄関先に移動し始めてから被害者を刺すまでの状況に関する部分は、記憶に従って率直に供述をしていると認め難く、そのとおりの事実を認定できるような証拠価値を認めることはできない。

オ 他方、被告人が主張する3発目の殴打が加えられた可能性を排斥できないと考えた。まず、被告人の顔面の負傷状況（前記1(4)）は2発以上の殴打があったとしても矛盾がないものであり、3か所に発赤などがあった。そして、本件で被害者が7畳洋間で被告人を殴打した後に台所に移動した理由は必ずしも明らかでなく、被告人は何も言葉を発することなく対応していたかのような趣旨を述べるが、いきなり金を要求して殴打した状況に照らすと、被告人が強く抵抗する態度を示したり、大きな叫び声を発していた可能性がそれなりにあって、被害者が一旦始めた強盗の続行をあきらめて玄関先に立ち退こうとし、時を置かずに興奮状態にある被告人がそれを追った可能性もある。そして、一旦7畳洋間で殴打している被害者において、被告人が近付いたのに気づき、追跡等を免れようとさらに殴打をしても不自然ではない。台所の血痕（前記1(5)ウ）は、台所で本件刃物を洗うなどした際に付着したことも想定され、直線状に飛散したりリビング壁の血痕（前記1(5)イ）とは形状が異なり、検察官は3発目の殴打があれば台所付近に多数の血痕があるはずであるから、3発目の殴打はないなどと主張する。しかし、既に2発殴られた被告人が3発目の殴打の衝撃を特に強く感じたが、出血がわずかであった可能性もあるし、被告人を殴打した際の両者の体勢等も明らかでなく、台所にあった本件刃物を取った際に台所

に被告人の血痕が滴下した可能性もある。

カ 玄関先に移動した状況に関する被告人の供述は全体としては信用できないものの、玄関付近に移動した被害者に被告人が追う形で近づいていることも明らかであり、前述したほか、被告人が本件刃物を手にする切っ掛けとして直前の殴打があっても不自然ではないので、本件で、台所付近において被害者が被告人の左下顎部を殴打した可能性を排斥することは、困難である。

3 そこで、台所付近において被告人が被害者に殴打されたことを前提に検討すると、既に7畳洋間において相当強い殴打を加えられた上で新たな顔面への殴打が加えられている。そして、本件居室の台所や玄関がかなり狭いことも踏まえると、被告人が本件刃物を持った段階では一旦玄関の外方向を向いたとしても、被害者が再度殴打等を加える危険性はなお続いていたと認められる。被告人が本件刃物を手にした際には被告人の身体等への危険が間近に差し迫っていたといえる。

4 被告人が被害者の大腿部を本件刃物で突き刺した行為に相当性が認められるかについて

(1) 被害者は、金を要求する文言を言った上で被告人の顔面を殴打する暴行を加えている。したがって、盗犯等防止法1条1項1号の盗犯（強盗）に該当することは明らかである。被害者は一旦暴行の継続を止めて玄関に移動したものの、当初の殴打から時間を置かずに玄関先で追いついてきた被告人に再度殴打をしたのであるから、強盗の機会はなお継続しており、これに対峙するのは「盗犯を防止し」ようとした状況にあるといえ、強盗犯である被害者による身体への危険はあったとみることができる。そこで、盗犯等防止法1条1項の適用を前提として、被告人による刺突行為が防衛行為としての相当性（同法のもの）を満たすかを検討する。

(2) まず、被害者は倒れていた際にサンダルを履いており、深く刺され

た右足のサンダルの血痕の状況などから（前記1(2)ウ）、被告人が被害者を刺す前に被害者がサンダルを履いて本件居室から退室しようとしていたと推認される。そして、被害者の受傷状況やズボンの破損状況（前記1(6)ア、ウ）のほか玄関の状況等からすれば、被告人が被害者を突き刺した際に両者はほぼ正対していたと推認される（被告人も突き刺した際は向き合っていたと述べている。）。

(3) 被告人が強盗犯である被害者から7畳洋間や台所付近で複数回強い顔面への殴打を加えられていたことや、運動習慣があり比較的大柄な男性である被害者（身長約177cm、体重79kg、25歳）と、一般的な体型の女性である被告人（身長158cm、体重63kg、36歳）の体格差を踏まえると、被告人が被害者の素手による暴行等に対し身体等の安全を守ることは困難な状況だったといえ、刃物を手にしたこと自体で直ちに相当性を欠くとは認められない。

(4) しかしながら、本件刃物は刃体はやや短いが先端が鋭利で殺傷が十分に可能な形状であり、被告人が被害者とほぼ正対した状況で、下腹部に近い大腿部に2回にわたり突き出しているところ、致命傷となった刺突は衣服を貫いて刺さった創傷の深さからして相当程度の強度で突き出したといえる。実際に刺さった部位は大腿でもかなり上部の下腹部に近い位置であり、被害者や被告人の動き次第では下腹部の下の方に当たる可能もあり、出血等による死亡の危険は十分にあった。被告人は、被害者と相当に近い距離で正対している状況で、本件刃物を振り回すなどしたり、それを目前に示して被害者の動きを封じるようなこともせずに、2回それぞれ突き刺す動きをしている。そして、被害者に防御創などはなく、本件刃物を奪い合うような状況にもなっていない。

(5) 被告人の刺突行為時までには、被害者は既にサンダルを履いていて一旦玄関の方向を向き、振り返ったとうかがえるが、背後に玄関ドアがあっ

て正面には被告人がいて前後左右に逃げ場もなかった。一方、心理的には興奮・驚愕もあったとうかがえるが、被告人は本件刃物を示すなどの対応もできたといえる。そして、被害者による更なる攻撃として想定されるのはその時点では素手による殴打等であり、直ちに生命の危険を生じるような攻撃を受ける状況にはなく、そう誤解をする状況もなかった。

(6) 以上によれば、被告人が本件刃物を示して威嚇するなどすることもなく、2度本件刃物を突き出し、被害者の大腿部を突き刺した行為は、身体に対する現在の危険を排除する手段としては過剰なものであって、相当性を欠くものであるといわざるを得ない。

第3 結論

被告人が被害者の右大腿部を本件刃物で突き刺すなどした際、被害者による被告人の身体等に対する危険があつて、その防衛のためにそれを行っているが、それは防衛行為として相当性を欠くので、過剰防衛が成立する。

(量刑の理由)

量刑の中心となる判示第1の犯行は、本件居室において性的サービスの提供を行っていた被告人が、その客を装って訪問した被害者から金銭を要求され複数回殴打されたため、自己の身体の安全等を守ろうと相当性を欠く防衛行為を行い被害者を死亡させた事案である。

被告人は、玄関でサンダルを履いた状態だった被害者と対峙しその右大腿部に2度鋭利な刃物を突き出しており、その刺創の深さから、うち1回は相当強い力で右大腿部を刺したといえる。首や胸部を刺してはいないが、被害者が動いたりすれば下腹部に刺さる危険も高い態様であった。

他方、発端となった強盗に及び、被告人を複数回殴った被害者の落ち度は大きく、被告人は、本件居室で強盗被害に遭った経験がある中で再び被害に遭い、周囲に助けを求めることも容易でなかったといえ、驚愕や興奮等を覚えていたといえる。ただし、被害者による暴力はいずれも拳による

殴打であり、本件突刺し行為の時点では生命を脅かすような侵害行為はなかった上、玄関先まで被害者を追った上で立ち去ろうとした被害者を2度突き刺した態様等から、被告人の攻撃の意思は強かった。そして、被害者が大量の血を流すのも気かけずに現場を離れており、被害者の生命への配慮に欠けている。

加えて、約3年8か月の長期間にわたる不法残留や留置中に注意に従わずに女性警察官の後ろ髪を引っ張る粗暴な態様の公務執行妨害に及んだことも軽視できない。

同種事犯の量刑傾向（単独犯による傷害致死1件のうち、過剰防衛が認められた事案や被害者の落ち度がある事案を中心に参照した。）に照らし、被告人が被害者から強盗被害に遭いそれなりに強い暴行を加えられた過剰防衛事案であることを踏まえると、検察官が主張するほど重い事案とは認められない。しかしながら、本件居室を退室しようとしていた被害者に追いつき、生命が脅かされるまでの事態ではないのに2度にわたり刃物で突き刺す危険な態様の行為に出て死亡させたことには相応の非難ができるので、執行猶予が選択されるような事案とは評価できない。

以上に加え、被告人は、公判廷では被害者に対する謝罪の意を述べたものの、犯行状況についてあいまいな供述をするなどしていることから、真摯に自己の行為を振り返り反省しているとまでは認められない。

そこで、被告人に対し、本件に相応しい刑として主文の刑に処するのが相当であると判断した。

（求刑 懲役6年）

（さいたま地方裁判所第5刑事部 裁判長裁判官 小池健治 裁判官 並河浩二 裁判官 志村塔子）